

告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

人事行政の運営等の状況の公表

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況 (平成 23 年度) (単位: 人)

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期滿了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	368	270	86	59	13	157		1		586
研究職	12	17		4		4				25
医療職	69	16	7	25		13				61
技能労務職	24	52	7	1		26				86
教育職	2,086	1,042	472	167	20	581	1	7		2,290
警察職	544	148	137	195	10	17	1	1		509
企業職	272	26	10	123	2	20		1		182
合 計 (構成比)	3,375	1,571 (42.0%)	719 (19.2%)	574 (15.4%)	45 (1.2%)	818 (21.9%)	2 (0.1%)	10 (0.3%)	0 (0.0%)	3,739 (100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下同じ。)

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下同じ。)

(2) 職員の昇任及び降任の状況 (平成 23 年度)

<知事等>

(単位: 人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	74	151	149	82	57	28	10	6
研究職	2	2	5	4	2			
医療職	17	9	12	1	2	1	1	
技能労務職								
教育職								
企業職	62	43	32	28	10	4	2	
合 計 (構成比)	155 (19.6%)	205 (25.9%)	198 (25.1%)	115 (14.6%)	71 (9.0%)	33 (4.2%)	13 (1.6%)	6

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ。)

<教育委員会>

(単位: 人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	45	63	73	12	18	7	3	1
医療職	3	8						
技能労務職	4							
教育職			8					
合 計 (構成比)	52 (21.3%)	71 (29.1%)	81 (33.2%)	12 (4.9%)	18 (7.4%)	7 (2.9%)	3 (1.2%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職（教員）	173	325	1	230	2
合 計 （構成比）	173 (23.7%)	325 (44.6%)	1 (0.1%)	230 (31.6%)	2

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
一般行政職	32	27	12	6	2	
研究職	3	1	1	1		
技能労務職	1					
警察職	465	316	57	25	17	
合 計 （構成比）	501 (51.9%)	344 (35.6%)	70 (7.2%)	32 (3.3%)	19 (2.0%)	0

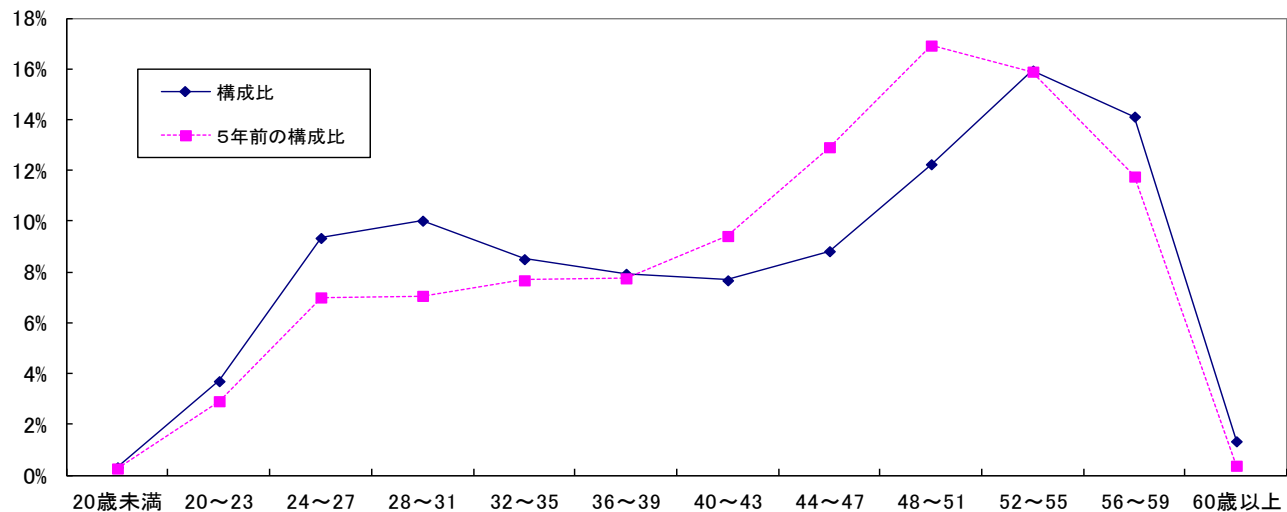
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
一 般 行 政 部 門	議 会	65	65	0	
	総 務	1,175	1,149	▲26	業務の再編による体制見直しなど
	税 務	622	594	▲28	県税事務所の再編など
	民 生	1,023	1,008	▲15	業務の再編による体制見直しなど
	衛 生	1,252	1,252	0	
	商 工	329	316	▲13	創業ベンチャー支援センターの廃止など
	労 働	189	197	+8	ウーマノミクス課の新設など
	農林水産	914	894	▲20	農林総合研究センターの体制見直しなど
	土 木	1,284	1,245	▲39	県土整備事務所の体制見直しなど
	小 計	6,853	6,720	▲133	
特 政 別 部 行 門	教 育	41,018	40,841	▲177	生徒数の減少に伴う教職員の減員など
	警 察	12,392	12,398	+6	警察官の増員
	小 計	53,410	53,239	▲171	
公 部 営 問 企 業 等	病 院	1,891	1,956	+65	看護体制の強化に伴う増員など
	水 道	316	325	+9	再任用職員の勤務形態の見直しなど
	下水道	113	115	+2	
	その他	76	75	▲1	
	小 計	2,396	2,471	+75	
合 計		62,659	62,430	▲229	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表したもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）
＜全任命権者＞



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人195	人2,314	人5,835	人6,260	人5,314	人4,954	人4,794	人5,510	人7,648	人9,952	人8,819	人835	人62,430

- (5) 定数削減計画の数値目標及び進捗状況
- ア 定数削減計画の概要
- 平成23年3月に策定した「埼玉県第三次行財政改革プログラム」において、「選択と集中」の考え方の下、県民ニーズに的確にこたえつつ、更に類似業務の一元化・集約化や民間へのアウトソーシングの推進により効率性を高め、定数の更なるスリム化を図ることにより、県民1万人当たりで全国一少ない職員数を堅持することとしています。
- イ 定数削減目標
- 《知事部局》
- 知事部局において平成25年度までに300人程度の職員定数の削減を目指しています。
- 《教育委員会》
- 教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等（県の裁量により削減可能な者）の定数については、平成25年度までに60人程度の削減を目指しています。
- 《企業局》
- 企業局職員定数については、企業局経営5か年計画に定めた定数削減計画により、平成19年度～平成23年度の5年間で34人削減しました。

ウ 定員削減計画の年次別進捗状況（実績）の概要
(各年4月1日現在 単位：人)

区 分	削減目標数 (H23～H25)	平成22年 (基準年度)	平成23年 (実績)	平成24年 (実績)
知事部局一般職員 (カッコ内は増減)	▲300	7,005	6,835 (▲170)	6,750 (▲85)
教育委員会事務局職員・県立学校事務職員等	▲60	1,424	1,363 (▲61)	1,330 (▲33)

区 分	削減目標数 (H19～H23)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目実績)	平成21年 (2年目実績)	平成22年 (3年目実績)	平成23年 (4年目実績)	平成24年 (5年目実績)	合 計
企業局職員	▲34	452	434	428	422	418	418	▲34

(注) 企業局については、基準年度を計画の年数にカウントしています。

2-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費
平成23年度	人 7,149,503	千円 1,620,569,762	千円 4,514,627	千円 639,941,538	% 39.5	% 39.1

(注) 平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

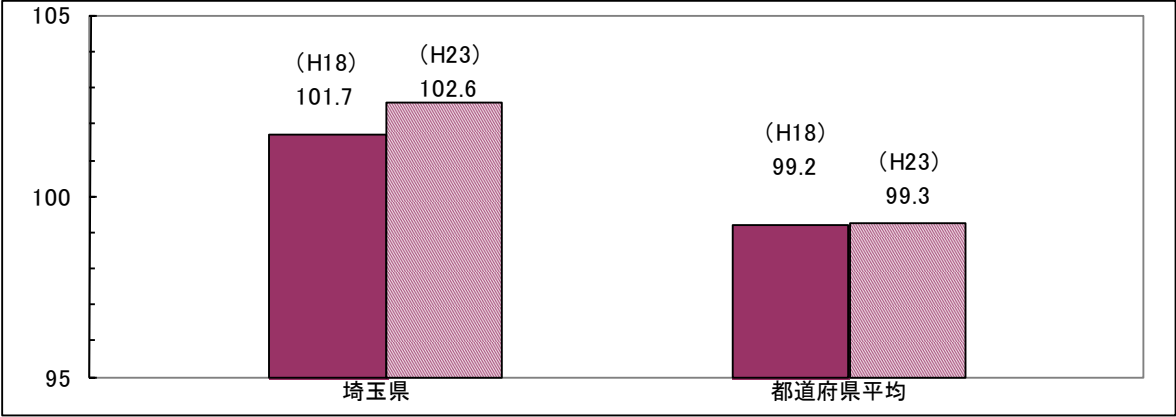
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 60,265	千円 284,242,693	千円 61,925,269	千円 106,366,023	千円 452,533,985	千円 7,509

(注) 1 平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.8 歳	349,468 円	440,086 円
技能労務職	53.8 歳	356,300 円	411,783 円
高等学校等教育職	46.3 歳	399,126 円	467,058 円
小中学校教育職	44.2 歳	371,487 円	429,635 円
警察職	38.3 歳	326,893 円	462,280 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表による。（以下同じ）

一 般 行 政 職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技 能 労 務 職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警 察 職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	178,800 円	191,600 円
	高校卒	144,500 円	155,700 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	158,600 円
	中学卒	131,150 円	139,550 円
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
	高校卒	154,900 円	170,300 円
小中学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
警察職	大学卒	207,300 円	221,800 円
	高校卒	179,000 円	187,500 円

(注) 職種の区分については、以下のとおりです。(以下同じ)

高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学校の教員を除いたもの

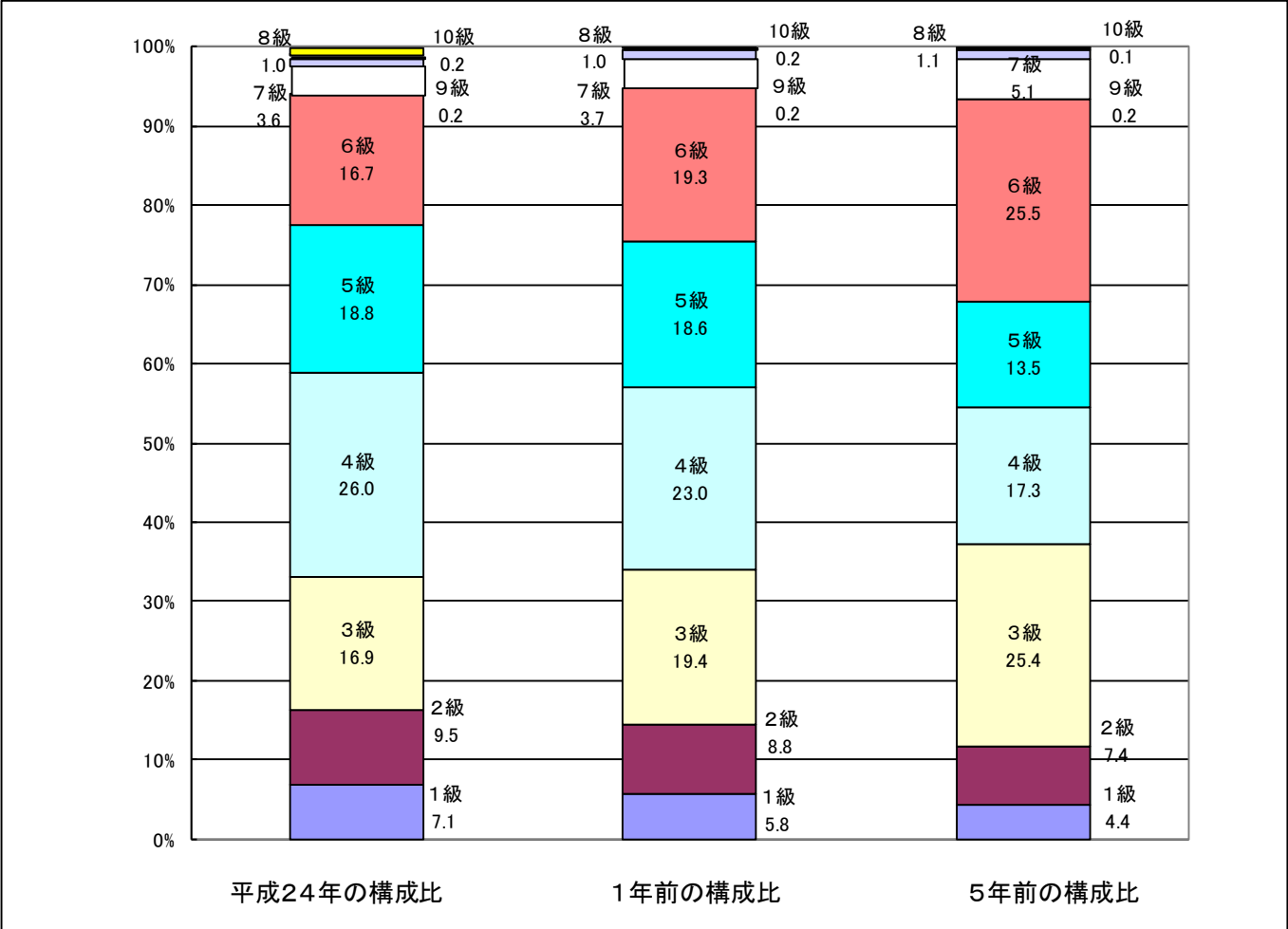
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	292,527 円	379,995 円
	高校卒	243,669 円	339,056 円
技能労務職	高校卒	—	326,600 円
	中学卒	—	292,133 円
高等学校教育職	大学卒	341,323 円	419,533 円
	高校卒	275,555 円	323,710 円
小中学校教育職	大学卒	339,951 円	406,554 円
警察職	大学卒	314,139 円	404,349 円
	高校卒	269,375 円	372,580 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査主任	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 618	人 826	人 1,480	人 2,269	人 1,646	人 1,463	人 318	人 90	人 14	人 16	人 8,740
構成比	% 7.1	% 9.5	% 16.9	% 26.0	% 18.8	% 16.7	% 3.6	% 1.0	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数（8～0号給）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数（6～3以下の号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（平成23年度決算） 1,669 千円	—
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）1 平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合（5段階）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合から2段階に分け減じている。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

埼 玉 県	国
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算） 1人当たりの平均支給額（普通）（定年・勤奨） （平成23年度決算） 4,719千円 27,240千円	（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）

（注）1 平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		20,612,827 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成23年度決算）		342 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	59,823人
東京都特別区等	10%	27 人
（医師・歯科医師）	15%	47 人

（注）平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成２３年度決算）			3,435,630 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２３年度決算）			132 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成２３年度）			43.3 %
手 当 の 種 類（手 当 数）			26 手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額17,000円、日額650円

福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額370円～400円、月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額370円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額370円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額320円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用する撮影又は透視作業	日額320円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額320円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額610円～730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額320円～370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
東日本大震災対処業務手当	警戒区域等の原発周辺区域での業務に従事する職員	警戒区域等の原発周辺区域での業務	日額1,000円～20,000円
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額290円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1時間1,400円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導	月額20,000円、日額180円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額900円～6,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	11,754,485 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	195 千円
支給実績（平成22年度決算）	11,789,961 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	194 千円

(注) 1 平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 支給実績には、夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 6,309,451	千円 239
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 3,829,242	千円 119
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 144,243	千円 3,005
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6,196,326	千円 122
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 30,236	千円 270

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 235	千円 235
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 798	千円 61
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,484,438	千円 25
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円～20,000円	同		千円 1,247,501	千円 294
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000円～18,000円	同		千円 103,602	千円 24
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 3,489,674	千円 822
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000～8,000円			千円 2,812,555	千円 75
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）			千円 191,940	千円 383
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額）			千円 241,532	千円 390
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員（管理職を除く。）に支給 → 支給率6%			千円 40,554	千円 307

（注）平成23年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

（10）特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副 知 事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副 議 長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事	（平成23年度支給割合）		
	副 知 事	2.065 月分 （2.95 月分） 2.655 月分 （2.95 月分）		
	議 長	（平成23年度支給割合）		
	副 議 長	2.95 月分		
退 職 手 当	知 事	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期）		
	副 知 事	1,420,000円×12×在職年数×0.6 40,896,000円 任期毎		
		1,134,000円×12×在職年数×0.46 25,038,720円 任期毎		

（注） 1 期末手当の（ ）内は、減額措置を行う前の支給割合です。

2 知事及び副知事はそれぞれ期末手当の30%、10%を減額しています。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成23年度	千円 1,414,630	千円 401,161	千円 241,614	% 17.1	% 18.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	人 29	千円 119,987	千円 39,363	千円 47,233	千円 206,583	千円 7,124

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
42.1歳	350,597円	516,967円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成23年度決算） 1,432千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成23年度決算)	0千円	

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		8,227 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成23年度決算）		284 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	29人

(エ) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		2,975 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		166 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		62.1 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)		3 手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等 月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務 日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜勤務 1 回1,300円 に行われる業務

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	5,522 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	191 千円
支給実績 (平成22年度決算)	8,887 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	287 千円

(注) 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 4,067	千円 255
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 1,344	千円 96
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者→運賃等相当額 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,270	千円 153
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,413	千円 354
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 2,718	千円 906

(2) 水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成23年度	千円 38,411,276	千円 2,646,945	千円 3,849,172	% 10.0	% 9.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	人 337	千円 1,428,314	千円 431,641	千円 573,666	千円 2,433,621	千円 7,222

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成24年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.8歳	359,282円	539,941円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成23年度決算)	
1,548千円	
(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たりの平均支給額	25,692千円	
(平成23年度決算)		

(ウ) 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		103,163千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成23年度決算)		301千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	340人
東京都特別区等	10%	3人

(工) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		38,916 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		175 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		65.0 %	
手 当 の 種 類 (手 当 数)		3 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	75,511 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	221 千円
支給実績 (平成22年度決算)	77,823 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	228 千円

(注) 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 43,816	千円 236
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 18,917	千円 85
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者→運賃等相当額 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 55,430	千円 171
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 22,170	千円 493
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 134	千円 23
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 34,661	千円 991

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成23年度	千円 1,229,957	千円 788,328	千円 379,286	% 30.8	% 10.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	人 36	千円 217,541	千円 52,934	千円 88,258	千円 358,733	千円 9,965

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
46.8歳	409,167円	600,487円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成23年度決算） 1,775千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成23年度決算)	0千円	

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		12,215千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成23年度決算）		340千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	36人

(エ) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)	472 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	59 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	22.2 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)	
2 手 当	
手当の名称	主な支給対象職員
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員
主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
団地造成に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	4,455 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	124 千円
支給実績 (平成22年度決算)	3,637 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	99 千円

(注) 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 4,668	千円 234
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2,437	千円 117
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者→運賃等相当額 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,805	千円 142
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 0	千円 0
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 12	千円 12
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 6,106	千円 1,018

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成23年度	千円 37,680,427	千円 695,289	千円 18,403,290	% 48.8	% 48.0

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	人 1,956	千円 7,967,947	千円 8,837,959	千円 3,025,559	千円 19,831,465	千円 10,139

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
37.2歳	382,834円	601,962円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成23年度決算） 1,442千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成23年度決算)	1,838千円	27,269千円

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		646,595千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成23年度決算）		342千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	1,725人
（医師・歯科医師）	15%	231人

(エ) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算）			306,816 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			162 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）			46.6 %
手 当 の 種 類（手 当 数）			8 手 当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	1,283,543 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	851 千円
支給実績 (平成22年度決算)	1,342,593 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	925 千円

(注) 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 131,690	千円 222
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 144,816	千円 176
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円以内	同		千円 751,006	千円 3,294
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 173,940	千円 130
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 276	千円 276
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 154,515	千円 263
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、4,200～20,000円	同		千円 185,425	千円 390
管理職特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、4,000～18,000円	同		千円 2,604	千円 237
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額62,900円～139,600円	同		千円 83,575	千円 1,129

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成23年度	千円 29,586,919	千円 2,531,128	千円 718,818	% 2.4	% 1.9

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	人 120	千円 526,013	千円 132,268	千円 188,104	千円 846,385	千円 7,053

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
46.5歳	386,976円	593,575円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成23年度決算） 1,586千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
（加算措置の状況）	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年早期退職特例 措置（2%～20%加算）	
1人当たりの平均支給額 （平成23年度決算）	0千円	0千円

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		37,958千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成23年度決算）		319千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	117人

(エ) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)			33 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)			2 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)			16.8 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)		4 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	55,775 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	552 千円
支給実績 (平成22年度決算)	37,506 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	426 千円

(カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 16,172	千円 231
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 6,225	千円 82
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 15,598	千円 179
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 229	千円 33
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき6,000円～18,000円	同		千円 32	千円 16
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額75,500円～136,000円	同		千円 13,023	千円 1,002

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

原則38時間45分

イ 勤務時間

<知事等及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

<警察本部長>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

平成23年の職員1人当たりの平均使用日数は、9.0日でした。

(3) 病気休暇の取得状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

任命権者	取得者数
知事等	419
教育委員会	1,389
警察本部長	107
計	1,915

(4) 特別休暇等の状況（平成24年4月1日現在）

種 類		付与日数													
1	出産休暇	出産予定日 6 週間前の日から産後 8 週間を経過するまでの期間													
2	通院休暇	妊娠満23週まで 4 週間に 1 回 満 2 4 週から満 3 5 週まで 2 週間に 1 回 満 3 6 週から出産まで 1 週間に 1 回 産後 1 年まで 1 回													
3	通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間													
4	妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間													
5	育児休暇	1 日 2 回（1 日を通じて 90 分を超えない範囲内）													
6	子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において 7 日（義務教育終了前の子が 2 人以上の場合は 1 0 日）の範囲内の期間）													
7	家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において 3 日の範囲内の期間）													
8	短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 1 0 日）の範囲内の期間）													
9	生理休暇	3 日の範囲内においてその都度必要とする期間													
10	忌引休暇	<table><tr><td>親族</td><td colspan="2">日数</td></tr><tr><td>配偶者</td><td colspan="2">1 0 日</td></tr><tr><td></td><td>血族</td><td>姻族</td></tr><tr><td>1 親等直系尊属</td><td>7 日</td><td>3 日</td></tr></table>		親族	日数		配偶者	1 0 日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7 日	3 日
親族	日数														
配偶者	1 0 日														
	血族	姻族													
1 親等直系尊属	7 日	3 日													

	<table><tr><td>1 親等直系卑属</td><td>7 日</td><td>1 日</td></tr><tr><td>2 親等直系尊属</td><td>3 日</td><td>1 日</td></tr><tr><td>2 親等直系卑属</td><td>1 日</td><td>—</td></tr><tr><td>2 親等傍系者</td><td>3 日</td><td>1 日</td></tr><tr><td>3 親等傍系尊属</td><td>1 日</td><td>—</td></tr></table>	1 親等直系卑属	7 日	1 日	2 親等直系尊属	3 日	1 日	2 親等直系卑属	1 日	—	2 親等傍系者	3 日	1 日	3 親等傍系尊属	1 日	—
1 親等直系卑属	7 日	1 日														
2 親等直系尊属	3 日	1 日														
2 親等直系卑属	1 日	—														
2 親等傍系者	3 日	1 日														
3 親等傍系尊属	1 日	—														
11 父母等の追悼のための休暇	1 日															
12 夏季休暇	5 日															
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間															
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合の休暇	その都度必要と認められる期間															
15 災害等において退勤時の危険回避の場合の休暇	その都度必要と認められる期間															
16 災害による住居の被災の場合の休暇	7 日の範囲内においてその都度必要と認められる期間															
17 結婚休暇	7 日の範囲内の期間															
18 出産補助休暇	3 日の範囲内においてその都度必要と認められる期間															
19 男性職員の育児参加のための休暇	5 日の範囲内においてその都度必要と認められる期間															
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間															
21 献血休暇	その都度必要と認められる期間															
22 ボランティア休暇	一の年において 5 日(委員会と協議して定めるときは10日)の範囲内の期間															

(5) 育児休業等の利用状況(平成23年度)

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (単位:人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成23年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性 職員	31	9	1	1,181	20	1	1
	2	2					
女性 職員	793	150	127	804	761	8	9
	919	91	81				
計	824	159	128	1,985	781	9	10
	921	93	81				

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成23年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成22年度以前から平成23年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間(平成23年度中に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した職員について)

(ア) 育児休業承認期間 (単位:人)

	育児休業承認期間						
	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え	合計
男性職員	19	12					31
女性職員	34	271	203	172	65	48	793
計	53	283	203	172	65	48	824

(イ) 部分休業承認期間 (単位:人)

	部分休業承認期間						
	1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下	3 年超え 4 年以下	4 年超え 5 年以下	5 年超え	合計
男性職員	9						9
女性職員	106	16	1	9	17	1	150
計	115	16	1	9	17	1	159

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	3	5	1		9
女性職員	32	62	31	25	150
計	35	67	32	25	159

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員	1				1
女性職員	10	10	5	102	127
計	11	10	5	102	128

(6) 介護休暇の取得状況（平成23年度）

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	31	31	3	26	1	1				
女性職員	71	71	7	51	8	5				
計	102	102	10	77	9	6				

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中 心	時間型 中 心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	31	21	10		31	24	1	4		2	
女性職員	71	54	17		71	31	11	12	6	2	9
計	102	75	27		102	55	12	16	6	4	9

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
		4	2	825	722			829	724	3	

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)			1						1			
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1	1	824	722			825	723		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)			2	1					2	1		
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)												
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)					1				1			
合計			4	2	825	722			829	724		
法第28条第4項により失職した者											3	

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

2 法とは、地方公務員法をいいます(以下同じ。)

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
14	11	17	7	9	7	14	10	54	35

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	11	7	12	4	7	3	12	7	42	21
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)		1		2		1				4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	3	3	5	1	2	3	2	3	12	10
合計	14	11	17	7	9	7	14	10	54	35

5 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じた基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定しています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程及び埼玉県教育委員会職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記するほか、公費支出に関する留意事項、関係業者等との接触に関する禁止事項などを具体的に定めています。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成23年度に行った取組

任命権者	取 組 内 容
知事	「倫理推進員研修会」 年度当初5月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。
教育委員会（教員）	校長会議等の各種会議での指示や通知文の発出により、学校において職員会議等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した（県立学校）
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各級課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施 ・ 各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する機会教養を実施 ・ 職務倫理（サービスを含む）に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施

イ 職員への周知の状況

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除については、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（地方公務員法第38条）とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

任命権者	許可件数	主な許可事例
知事等	967	大学等の非常勤講師、講演等の講師、 柔剣道の術科審判員
教育委員会	2,793	
警察本部長	99	
計	3,859	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成23年度県職員研修実施計画（教員を除く。）
教育委員会	平成23年度教職員研修計画（教員）
警察本部長	平成23年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース 53回	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	1,794人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修 31コース 66回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,092人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 3コース 5回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～5日	118人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 8コース 28回	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～3日	1,214人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職としての必要な知識及び技能等を修得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	5～25日	3,288人
特定研修	特定の職務に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 22講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1～10日	1,591人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の習得を目指す研修 54講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～7日	2,083人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	772人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行上必要な基本的知識及び技能を習得させるために、職務の階級別区分に従い実施する研修 5課程 25回	それぞれの職務の階級別区分に該当する職員	県警察学校他	2週間～4か月	770人
部門別任用科	職務執行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する部門別の研修 4課程 5回	それぞれの部門に該当する職員	県警察学校	2週間～4週間	150人

専科	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を習得させるために実施する研修 28課程 46回	それぞれの部門に該当する職員	県警察学校	3日～4週間	1,300人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識を周得させるために実施する研修 174課程 1,030回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5～340日	36,084人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	・実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 ・能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価																																																										
対象職員	一般職の職員																																																										
評価期間等	・実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 ・能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）																																																										
評価の基準	○主幹級以上の職員 ・実績評価（最終評価） <table><tr><th>評価語</th><th>内容</th><th>分布制限</th></tr><tr><td>S</td><td>実績が特に良好である</td><td>対象者数の10%以内</td></tr><tr><td>A</td><td>（Sは実績が極めて良好な場合）</td><td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td></tr><tr><td>B</td><td>実績が良好である</td><td rowspan="3">分布制限なし</td></tr><tr><td>C</td><td>実績がやや良好でない</td></tr><tr><td>D</td><td>実績が良好でない</td></tr></table> ・能力評価（最終評価） <table><tr><th>評価語</th><th>内容</th><th>分布制限</th></tr><tr><td>S</td><td>職位における期待水準を大きく上まわる</td><td>対象者数の10%以内</td></tr><tr><td>A</td><td>職位における期待水準を上まわる</td><td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td></tr><tr><td>B</td><td>職位における期待水準である</td><td rowspan="3">分布制限なし</td></tr><tr><td>C</td><td>職位における期待水準を下まわる</td></tr><tr><td>D</td><td>職位における期待水準を大きく下まわる</td></tr></table> ○主査級以下の職員 ・実績評価（最終評価） <table><tr><th>評価語</th><th>内容</th></tr><tr><td>s</td><td>職位に期待される役割を大きく上まわる</td></tr><tr><td>a</td><td>職位に期待される役割をやや上まわる</td></tr><tr><td>b</td><td>職位に期待される役割をあげている</td></tr><tr><td>c</td><td>職位に期待される役割をやや下まわる</td></tr><tr><td>d</td><td>職位に期待される役割を大きく下まわる</td></tr></table> ・能力評価（最終評価） <table><tr><th>評価語</th><th>内容</th></tr><tr><td>S</td><td>職位における期待水準を大きく上まわる</td></tr><tr><td>A</td><td>職位における期待水準を上まわる</td></tr><tr><td>B</td><td>職位における期待水準である</td></tr><tr><td>C</td><td>職位における期待水準を下まわる</td></tr><tr><td>D</td><td>職位における期待水準を大きく下まわる</td></tr></table>			評価語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	（Sは実績が極めて良好な場合）	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評価語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる	評価語	内容	s	職位に期待される役割を大きく上まわる	a	職位に期待される役割をやや上まわる	b	職位に期待される役割をあげている	c	職位に期待される役割をやや下まわる	d	職位に期待される役割を大きく下まわる	評価語	内容	S	職位における期待水準を大きく上まわる	A	職位における期待水準を上まわる	B	職位における期待水準である	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評価語	内容	分布制限																																																									
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																																																									
A	（Sは実績が極めて良好な場合）	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																																																									
B	実績が良好である	分布制限なし																																																									
C	実績がやや良好でない																																																										
D	実績が良好でない																																																										
評価語	内容	分布制限																																																									
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																																																									
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																																																									
B	職位における期待水準である	分布制限なし																																																									
C	職位における期待水準を下まわる																																																										
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																																										
評価語	内容																																																										
s	職位に期待される役割を大きく上まわる																																																										
a	職位に期待される役割をやや上まわる																																																										
b	職位に期待される役割をあげている																																																										
c	職位に期待される役割をやや下まわる																																																										
d	職位に期待される役割を大きく下まわる																																																										
評価語	内容																																																										
S	職位における期待水準を大きく上まわる																																																										
A	職位における期待水準を上まわる																																																										
B	職位における期待水準である																																																										
C	職位における期待水準を下まわる																																																										
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																																										

評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）

<教育委員会（教員）>

評価制度の概要	・ 目標による管理の手法の導入 ・ 実績（目標の達成状況）及び行動プロセス（能力、意欲等）を総合的に評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用（人材育成、人事管理等） ・ 評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置										
対象職員	・ すべての職員（埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。）										
評価期間等	・ 基準日：2月1日 ・ 評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで										
評価の基準	実績及び行動プロセスの総合評価基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td></tr> <tr> <td>D</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容										
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。										
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである										
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である										
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている										
評価結果等の活用	教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。										
その他	評価者研修会を実施（教育委員会主催）										

<警察本部長>

評価制度の概要	勤務評定は、実績評定及び能力等評定の区分により実施している。 1 実績評定 所掌する業務に対する成果及びその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。 2 能力評定 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。
対象職員	所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評定期間等	実績評定及び能力評定 (1) 評 定 日：12月1日 (2) 評定期間：12月1日 ～ 翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る～劣る E：大きく劣る 2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評定結果を人事管理等に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力のある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成23年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,475人	全 員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,560人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,960人	30歳及び35歳以上の 希望者		○	○
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 362人	36、46、51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 2,179人	全員(一部35歳及 び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール外 1,724人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 20,237人	全 員		○	
	その他	体育文化活動の促進 17件	該当団体		○	
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 264人	40歳以上の 希望者	○	○	

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成23年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 341人	全 員	○		
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 7,690人	全 員	○		
	結核健診(県立学校)	胸部X線 7,549人	全 員	○		
	がん検診	胃 3,342人	35歳以上の希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 29,699人	希望者		○	○
元気回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 50,381件	全 員		○	○
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 3,105人	40歳以上の 希望者	○	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成23年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 5,711人	全 員	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 5,855人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、胸部エックス線撮影、 血液検査、尿検査等 465人	希望者		○	

元気回復	アフターファイブ セレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 9,532人	希望者		○	○
そ の 他	ライフプラン 各種厚生事業	年代別のセミナーの開催 1,254人 各種保健事業	該当者	○	○	
			該当者	○	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成23年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 229,730件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,606件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 8件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金等一部負担金払戻金 2,318件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 829件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成23年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費等 849,651件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 7,805件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 6件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金等 11,677件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 1,691件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成23年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 294,612件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 997件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,805件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 648件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（平成23年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	22	6	28
教育委員会	229	27	256
警察本部長	248	13	261
計	499	46	545

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（平成23年度）

（1）採用試験の実施状況（平成23年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加内の年齢は平成23年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	- 昭和56年4月2日～平成24年4月1日に生まれた人（21歳～29歳） - 平成24年4月2日以降に生まれた人で、平成24年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 - 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成24年3月31日までに資格取得見込みの人	第1次試験日 平成23年6月26日 第2次試験日 平成23年7月11日～8月8日	第1次合格発表日 平成23年7月5日 最終合格発表日 平成23年8月25日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答2時間 専門試験 択一式40問（一般行政、警察事務は50問出題）（選択解答制） 40問解答2時間 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討論、適性検査
	福祉				
	心理				
	設備・設備（警察）				
	総合土木				
	建築・建築（警察）				
	化学				
	農業				
	林業				
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答2時間
免許資格職職員採用試験	薬剤師	- 昭和56年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人（23歳～29歳）で、薬剤師免許を有する人又は平成24年春季の国家試験で取得見込みの人 - 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、平成24年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成24年春季の国家試験で取得見込みの人			第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討論、適性検査
	獣医師	- 昭和56年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人（23歳～29歳）で、獣医師免許を有する人又は平成24年春季の国家試験で取得見込みの人 - 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、平成24年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成24年春季の国家試験で取得見込みの人			

	保健師	・昭和56年4月2日～平成3年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成24年春季の国家試験で取得見込みの人			
	管理栄養士	・昭和56年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成24年春季の国家試験で取得見込みの人			
	栄養士	・昭和56年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士免許を有する人又は平成24年3月31日までに取得見込みの人	第1次試験日 平成23年9月25日	第1次合格発表日 平成23年10月5日	第1次試験 教養試験 択一式50問2時間
職員採用 初級試験	一般事務	・平成2年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第2次試験日 平成23年10月13日 ～10月26日	最終合格発表日 平成23年11月24日	専門試験(栄養士、設備、 総合土木) 択一式40問2時間
	設備				
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					第2次試験 論(作)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
民間企業等 職務経験者職員 採用試験	一般行政	・昭和27年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人	第1次試験日 平成23年9月25日	第1次合格発表日 平成23年10月18日	第1次試験 教養試験 択一式40問2時間 論文試験Ⅰ 1題 75分
	設備		第2次試験日 平成23年10月30日	第2次合格発表日 平成23年11月15日	第2次試験 論文試験Ⅱ 1題 75分 人物試験Ⅰ 個別面接、 適性検査
	総合土木		第3次試験日 平成23年11月27日	最終合格発表日 平成23年12月8日	第3次試験 人物試験Ⅱ 個別面接
警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和56年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成24年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成23年5月8日	第1次合格発表日 平成23年5月31日	第1次試験 教養試験 択一式50問2時間 論(作)文試験 1題 60分
	II類	・昭和56年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成23年6月4日 ～7月26日	最終合格発表日 平成23年8月17日	第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類	・昭和56年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～29歳)			

	国際捜査 Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有する人で語学 (受験言語)が堪能な人			(国際捜査Ⅰ類 第1次試験 専門試験Ⅰ 記述式 90分 論文試験 1題 60分 第2次試験 専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査)
	武道・体育 指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いずれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	Ⅰ類	・昭和56年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成24年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成23年9月18日	第1次合格発表日 平成23年10月11日	
	Ⅱ類	・昭和56年4月2日～平成4年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又 は専修学校(2年制以上の専門課程で年 間授業時数が680時間以上のものに限 る。)を卒業した人又は平成24年3月ま でに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成23年10月15日 ～12月1日	最終合格発表日 平成23年12月22日	
	Ⅲ類	・昭和56年4月2日～平成6年4月1日に生 まれた人で、Ⅰ類、Ⅱ類に該当しない 人(17歳～29歳)			
	武道・体育 指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いずれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第3回試験	Ⅰ類	・昭和56年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成24年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成24年1月29日	第1次合格発表日 平成24年2月14日	
			第2次試験日 平成24年2月18日 ～3月22日	最終合格発表日 平成24年4月18日	
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅰ類	・昭和56年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成24年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成23年5月上旬 ～9月下旬	第1次合格発表日 平成23年7月上旬 ～11月上旬	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和56年4月2日～平成6年4月1日に生 まれた人で、Ⅰ類に該当しない人(17 歳～29歳)	第2次試験日 平成23年7月下旬 ～12月上旬	最終合格発表日 平成23年12月22日 平成24年1月26日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験	一般行政	人 137	人 2,665	人 1,800	人 529	人 475	人 213	倍 8.5
	福祉	13	108	76	39	38	17	4.5
	心理	1	46	35	6	4	2	17.5
	設備	23	120	94	80	70	34	2.8
	設備(警察)	1	8	5	2	2	1	5.0

	総合土木	24	122	85	71	65	32	2.7
	建築	6	63	42	23	15	7	6.0
	建築（警察）	2	11	8	5	5	2	4.0
	化学	7	131	93	27	26	10	9.3
	農業	1	31	19	5	5	2	9.5
	林業	1	17	14	5	4	2	7.0
警察事務職員採用上級試験		34	421	279	128	111	39	7.2
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		33	819	656	112	95	41	16.0
免許資格職職員採用試験	薬剤師	14	77	59	43	37	20	3.0
	獣医師	10	32	21	19	17	11	1.9
	保健師	3	21	14	11	11	4	3.5
	管理栄養士	2	107	80	10	10	3	26.7
	栄養士	4	190	147	15	15	7	21.0
職員採用初級試験	一般事務	6	160	120	38	31	12	10.0
	設備	1	0	—	—	—	—	—
	総合土木	1	1	1	1	1	1	1.0
警察事務職員採用初級試験		8	135	115	36	35	12	9.6
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12	143	116	55	47	21	5.5
民間企業等職務経験者職員採用試験 ※	一般行政	5	590	406	44	43	14	67.7
						14	6	
	設備	5	75	60	28	26	10	12.0
						8	5	
	総合土木	5	115	80	28	27	10	16.0
						10	5	
職員採用試験 計		359	6,208	4,425	1,360	1,151	509	8.7

※ 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	325人	6,477人	4,200人	1,892人	1,603人	486人	8.6倍
警察官男性	II類	30	1,026	696	151	102	21	33.1
警察官男性	III類	120	1,953	1,261	635	560	167	7.6
警察官女性	I類	40	1,212	695	189	167	56	12.4
警察官女性	II類	12	443	226	75	64	12	18.8
警察官女性	III類	12	507	262	58	52	17	15.4
国際捜査	I類	2	39	28	15	8	1	28.0
武道・体育指導	I類	4	6	6	5	5	3	2.0
県外募集	I類	30	960	751	161	102	31	24.2
県外募集	III類	25	839	579	174	136	36	16.1
警察官採用試験 計		600	13,462	8,704	3,355	2,799	830	10.5

（2）採用選考の実施状況（平成23年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	68	68
定例選考 ※2	285	194
身体障害者選考	27	7

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、理学療法士、作業療法士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考	人 143	人 105	倍 1.4	・昭和27年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成23年度の試験で取得見込みの人	平成23年9月3日	平成23年10月6日	作文試験 1題 1時間 適性試験 人物試験 個別面接

※看護師については、平成23年5月21日及び平成24年1月21日にも選考を実施した。

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (加3内の年齢は平成23年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
身体障害者を 対象とした 選考	人 27	人 7	倍 3.9	・昭和56年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(17歳～29歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～4級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成23年9月16日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成23年10月16日 第2次選考 平成23年11月17日	1次合格発表日 平成23年11月8日 最終合格発表 平成23年12月16日	1次選考 教養試験 択一式40問 2時間 作文試験 1題 1時間 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況(平成23年度)

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,191	人 1,178	人 338	人 332	人 112	人 112	人 66	倍 17.8
警部補	2,056	2,039	563	561	387	385	311	6.6
巡査部長	2,823	2,812	775	773	517	517	446	6.3

(4) 昇任選考の実施状況(平成23年度)

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	17	17
副部長級	47	47
課長級	68	68
副課長級	156	156
主幹級	335	335
主査級	397	397
警部	59	59
警部補	255	255
巡査部長	335	335

職員の任用に関する規則第20条第2項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 386	人 280	人 38	人 84	人 41	倍 8.9

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成23年10月27日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行った。

- 1 公民給与較差に基づく給与改定
 - ア 月例給 公民給与較差が小さく、民間の各手当の支給状況とおおむね均衡していることなどから給料表、諸手当ともに改定なし
 - イ 特別給 民間の年間支給割合（3.97月）と職員の年間支給月数（3.95月）とがおおむね均衡していることから改定なし
- 2 給与制度の改正等
 - ① 給与構造の見直しにおける経過措置額の廃止
給与構造の見直しにおける経過措置額について、人事院勧告を踏まえ検討した結果、本県の実情等を考慮した上で人事院勧告に準じ段階的に廃止することが適当
 - ② 勤務実績の給与への反映
勤務実績の給与への反映について、実効性のあるものとしていくためには、制度の適切な運用を図っていくことが必要
 - ③ 職務・職責に応じた給与制度
職務・職責に応じた給与制度の徹底については、引き続き、本県の組織実態、国や他県の実況等を踏まえ、制度の適切な運用に努めていくことが必要
 - ④ 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例
東日本大震災の発生に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（福島原発）の周辺区域で業務を行う職員に対し、国の特例規則の制定内容や本県の実情等を踏まえ、1日につき2万円を超えない範囲内の額の特殊勤務手当を特例的に措置することが必要
- 3 高齢層職員の給与
50歳台後半層の給与水準の見直しについては、高齢層職員全体の給与の見直しといった観点から、国の動向等を踏まえて検討していくことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

（1）平成23年度中に処理したもの

（平成24年3月31日現在）

事 案 名	要求者	要 求 内 容	受 付 年月日	受 理 年月日	審理の 結 果	備 考
平成23年（措） 第1号事案	市立小学校 教諭	労働時間の管理を日常的に行うこと、残業が日常化している現状を変えるため、過重労働の解消の対策を立てること、教職員の安全・健康管理の施策を講ずることを求める。	23. 6. 14	23. 6. 23	24. 3. 22 一部認容 一部棄却	23. 6. 23 審査併合
平成23年（措） 第2号事案	市立小学校 教諭	労働時間の管理を日常的に行うこと、残業が日常化している現状を変えるため、過重労働の解消の対策を立てること、教職員の安全・健康管理の施策を講ずること、VDT労働環境を整備すること、市のサーバーと接続する通信端末の使用を中止することを求める。	23. 6. 16	23. 6. 23	24. 3. 22 一部認容 一部棄却	24. 3. 22 審査分離
平成23年（措） 第3号事案	知事部局 担当課長	平成23年2月に提出した「平成22年度実績評価シート」の無効の確認をすること、リハビリ出勤のため負担した運賃を支払うことを求める。	23. 7. 15	23. 8. 4	23. 11. 16 一部取下げ 24. 3. 22 棄却	

(2) 係属中のもの

(平成24年3月31日現在)

事 案 名	要求者	要 求 内 容	受 付 年月日	受 理 年月日	審理の 結 果	備考
平成23年（措） 第4号事案	市立中学校 養護教諭	労働時間の管理を日常的に行うこと、教職員の安全・健康管理の施策を講じることを求める。	23. 12. 2	23. 12. 22	係属中	

係属中 計1事案1件

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成23年度中に処理したもの

(平成24年3月31日現在)

事 案 名	処分者	処分 内容	不服理由の概要	受 付 年月日	受 理 年月日	審理状況	審理の 結 果	備考
平成22年（不） 第2号事案	知事	免職	処分事由には事実の誤認があり、また単純な軽過失による行為であり、請求人の精神状態に照らし、処分は重すぎて不当である。	22. 4. 22	22. 5. 11	—	23. 5. 12 処分承認	
平成22年（不） 第4号事案	埼玉県教育委員会	減給	「評価制度」自身が、ゆくゆくは総人件費切下げを目的としている。等	22. 12. 15	22. 12. 21	—	23. 11. 24 取下げ	

処理 計2事案2件

(2) 係属中のもの

(平成24年3月31日現在)

事 案 名	処分者	処分 内容	不服理由の概要	受 付 年月日	受 理 年月日	審理状況	審理の 結 果	備考
昭和60年以前 12事案	埼玉県教育委員会	停職、 減給、 戒告	一斉休暇闘争に際しストライキを行ったことは、労働基本権行使した正当かつ当然な行動である等。	昭35. 1. 12 外	昭35. 1. 25 外	準備手続 1回 口頭審理 68回 外	係属中 137件	
平成20年（不） 第2号事案	知事	停職	処分の対象となった事実誤認と誇張がある等。	20. 11. 10	20. 11. 25	—	係属中	
平成23年（不） 第1号事案	埼玉県教育委員会	免職	真剣な交際であること等から、考慮すべき事項を考慮しない不当かつ違法な処分である。	23. 5. 11	23. 5. 26	—	係属中	
平成23年（不） 第2号事案	埼玉県教育委員会	免職	学習面での指導が「著しく」不足している事実はない。等	23. 6. 22	23. 7. 21	—	係属中	
平成24年（不） 第1号事案	埼玉県教育委員会	免職	酒気帯びが事故の原因ではなく、同種事件における処分に比較すると、免職に値する行為とは言えず過酷に過ぎる。	24. 3. 12	—	—	係属中	

係属中 計16事案141件